

## 見積書作成要領

- (1) 仕様書に規定するもの等一切の諸経費を含め金額を見積もるものとする。
- (2) タイトルごとに最低価格を提示した者を発注先とするので、応募者はタイトルごとに輸送料金を含めた単価を見積書に記載すること。輸送方法は別表「輸送方法」欄記載のとおり、航空便又は船便とし、その他の輸送方法で納入する場合は、その旨を注記して見積金額を記載すること。
- (3) 応募者は、様式「見積書」(Excel ファイル)において、提供可能なタイトルについてのみ見積額を記載し、提供不可能なタイトルについては見積額記入欄を空欄とすること。
- (4) セットのものは、セット価格を適用する。どれとどれがセットか注記し、セットに含まれる各資料に対して按分した価格を見積金額に記載すること。
- (5) 見積対象としている刊行物に、休廃刊や誌名変更など書誌事項の変更がある場合は、その旨を見積書に明示すること。
- (6) 「①課税分本体価格(送料含)」欄には、冊子体の本体価格(送料含)及び海外で提供される電子媒体の購読にかかる手数料を記載すること。  
「②特定課税対象分」欄には、海外で提供される電子媒体のライセンス料(リバーシチャージ方式による納税額は含まない)を記載すること。
- (7) 頭紙となる応募者既存の見積書には、以下の金額を記載すること。なお、種別の「新聞※」は軽減税率適用対象である。
  - (a) 税率ごとの課税対象合計金額
  - (b) (a)に対する消費税及び地方消費税額
  - (c) すべてを合計した見積金額
- (8) 応募者は、見積書提出後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

以上